

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自宅敷地において自ら消費するための野菜を栽培していたが、原発事故によって避難した申立人らについて、除染の状況や耕作再開の支障等を考慮し、平成26年12月分まで他所で野菜を購入することによって生じた生活費増加費用が賠償されたほか、家族間別離が生じたこと又は妊婦であったこと若しくは乳幼児の世話を要したことを考慮して日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 精神的損害増額分（X1、X2、X3及びX4）
期 間 平成23年3月11日から同年12月31日まで
金 額 30万円
- 2 精神的損害増額分（X5）
期 間 平成23年3月11日から平成24年8月31日まで
金 額 54万円
- 3 生活費増加費用（自家消費野菜購入費用）
期 間 平成23年3月11日から平成26年12月31日まで
金 額 13万8000円
- 4 生活費増加費用（水購入費用）
期 間 平成23年3月11日から平成24年8月31日まで
金 額 9万0000円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金106万8000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を交付

する。

平成31年1月16日

(仲介委員 鍬竹昌利)